

論壇

軽減税率導入の経緯を振り返って



平井満広 【芝】

1. はじめに

平成27年12月16日、与党は軽減税率の導入を盛り込んだ平成28年度税制改正大綱を正式決定した。平成29年4月の消費税率10%引き上げにともない、軽減税率が適用されることとなる。

軽減税率の議論の発端は、民主党政権下の平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」までさかのぼる。大綱では、年1兆円規模で増大する社会保障費の安定財源確保と財政健全化策として、消費税率の引上げ（平成26年4月に8%、平成27年10月に10%）が明示され、同時に消費税が抱える逆進性の問題を緩和するため、総合合算制度や給付付き税額控除といった低所得者に配慮した施策を導入する。

軽減税率の議論の発端は、民主党政権下の平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」までさかのぼる。大綱では、年1兆円規模で増大する社会保障費の安定財源確保と財政健全化策として、消費税率の引上げ（平成26年4月に8%、平成27年10月に10%）が明示され、同時に消費税が抱える逆進性の問題を緩和するため、総合合算制度や給付付き税額控除といった低所得者に配慮した施策を導入する。

軽減税率の議論の発端は、民主党政権下の平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」までさかのぼる。大綱では、年1兆円規模で増大する社会保障費の安定財源確保と財政健全化策として、消費税率の引上げ（平成26年4月に8%、平成27年10月に10%）が明示され、同時に消費税が抱える逆進性の問題を緩和するため、総合合算制度や給付付き税額控除といった低所得者に配慮した施策を導入する。

3. 軽減税率の問題

一方、軽減税率にはいくつかの問題があることも指摘されている。一つめが財源不足の問題だ。軽減税率は国民の負担を軽減する制度なので国家はその分税収が減ってしまう。実際、今回の軽減税率導入によって1兆円の税収減になるといわれている。財源確保の具

一方、軽減税率にはいくつかの問題があることも指摘されている。一つめが財源不足の問題だ。軽減税率は国民の負担を軽減する制度なので国家はその分税収が減ってしまう。実際、今回の軽減税率導入によって1兆円の税収減になるといわれている。財源確保の具

4. 軽減税率はなぜ導入されたのか

専門家や経済界の異論が多いなか、軽減税率はなぜ導入されたのか。制度の良さ悪しよりも国民感情を優先した結果のように映る。大手新聞社の世論調査で8割近くが軽減税率に賛成だったこともあり、冷静に議論できる情勢ではなかったのかもしれない。ではこうした世論はどうやってできたのか。当初から軽減税率の導入に賛成していた新聞社の存在は無視できない。平成27年9月10日、財務省は「ポイント還付制度（日本型軽減税率制度）」の試案を提示したが、「日本新聞協会」は同日9月17日に声明を発表。『事業者を優先し、消費者

の対象品目となった。確かに欧州でも新聞を軽減税率にしている国は多いが、食品と新聞「だけ」を軽減税率にしている国はない。低所得者対策であれば、先に水道光熱費や携帯電話代を軽減税率にしてもよきそうなのだから。また、新聞を軽減税率の対象とするところでいくらの財源が必要になるかも議論された形跡がない。この点、財務省にも問い合わせてみたが「そうした公表資料はない」とのことだった。経済産業省の「平成26年特定サービス産業実態調査」で調べたところ、一般紙（全国紙と地方紙）の新聞販売収入は254社で約1兆円なので必要な財源は200億円程度だろう。この金額は低所得者対策としては効果が小さいとされた「精米のみを軽減税率の対象とした場合」の半分ではない。新聞に軽減税率を適用しても規模が小さく低所得者対策になると思えない。また新聞料金の支払いは大抵、月に一度と購入頻度が少なく痛税感の緩和につながると思えない。なぜこのタイミングで新聞が軽減税率の対象となったのか、疑問が残る。大綱に書かれていない別の理由もあるのかと勘繰ってしまう。

2. 軽減税率の効果

軽減税率とは「特定の物品やサービスに対して標準より低い税率を設定する」という制度である。消費税が抱える逆進性の問題を緩和する効果があるといわれている。逆進性とは「高所得者よりも低所得者の方が税負担割合が大きくなる」という課税の公平に逆行する傾向のことだ。一般的に、低所得者は貯蓄する余裕がなく収入のほとんどを消費にまわさざるを得な

一方、高所得者は貯蓄するゆとりがあり、収入に占める消費の割合は相対的に低い。この「収入に対する消費の割合の違い」が消費税の逆進性が生じる要因だ。与党税制協議会の資料（全品目10%税率の場合）では、低所得者層（平均年収176万円の世帯）は収入に対する消費税の負担割合が6・85%のに対し、高所得者層（平均年収1,077万円の世帯）は負担

進性の緩和効果があるように思われる。ただし、軽減税率は物品やサービスで線引きするので、低所得者だけでなく高所得者も恩恵を受けてしまうという欠点がある。例えば、低所得者層に年8,470円の負担軽減をする、高所得者層は年19,750円の負担軽減になるといわれている。これらのことから、軽減税率は逆進性の緩和効果は限定的と考えられる。

5. おわりに

税務の円滑な運営には国民と国家の信頼関係が不可欠である。そのためには公平中立の原則に沿った税制でなければならぬ。制度を構築する立場の方々は、今一度肝に銘じてほしい。

（参考文献）
与党税制協議会「消費税軽減税率制度検討委員会資料」
経済産業省「平成26年特定サービス産業実態調査」
日本新聞協会「消費税の軽減税率制度に関する声明」

(2)定期購読契約が締結された新聞（一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会

軽減税率とは「特定の物品やサービスに対して標準より低い税率を設定する」という制度である。消費税が抱える逆進性の問題を緩和する効果があるといわれている。逆進性とは「高所得者よりも低所得者の方が税負担割合が大きくなる」という課税の公平に逆行する傾向のことだ。一般的に、低所得者は貯蓄する余裕がなく収入のほとんどを消費にまわさざるを得な

一方、高所得者は貯蓄するゆとりがあり、収入に占める消費の割合は相対的に低い。この「収入に対する消費の割合の違い」が消費税の逆進性が生じる要因だ。与党税制協議会の資料（全品目10%税率の場合）では、低所得者層（平均年収176万円の世帯）は収入に対する消費税の負担割合が6・85%のに対し、高所得者層（平均年収1,077万円の世帯）は負担

進性の緩和効果があるように思われる。ただし、軽減税率は物品やサービスで線引きするので、低所得者だけでなく高所得者も恩恵を受けてしまうという欠点がある。例えば、低所得者層に年8,470円の負担軽減をする、高所得者層は年19,750円の負担軽減になるといわれている。これらのことから、軽減税率は逆進性の緩和効果は限定的と考えられる。

（参考文献）
与党税制協議会「消費税軽減税率制度検討委員会資料」
経済産業省「平成26年特定サービス産業実態調査」
日本新聞協会「消費税の軽減税率制度に関する声明」